

ひたちなか市教育委員会会議録

令和元年 第8回 ひたちなか市教育委員会 5月定例会 会議録					
令和元年5月17日		開会 午後2時00分		閉会 午後3時00分	
○場 所	子育て支援・多世代交流施設ふぁみりこらぼ 303研修室				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	参事兼指導課長			檜村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
○事務局員	総務課係長			狩谷 智則	出席
	総務課主事			嶋田 ゆりか	出席
○議 事					
1 議案	協議事項5	元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定（案）について【公開】			
	協議事項6	消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例制定（案）について【公開】			
	議案第13号	ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について【公開】			
	議案第14号	ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について【公開】			
2 その他	（1）	学校閉庁日の実施について【公開】			

令和元年第8回ひたちなか市
教育委員会5月定例会会議録

開会 14:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

協議事項5 元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定(案)について

学務課長 それでは、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定(案)についてご説明させていただきます。

内容は、2月の臨時会で審議いただきました、学校設置条例の一部を改正する条例、この時は統合校を追加する内容でご審議いただきましたが、この条例に関しまして、施行日が平成33年となっているものを、今般の元号改正に伴い令和3年とする改正でございます。

今回協議事項5といたしまして、「元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」となっておりますのは、市長部局の総務部総務課が、市全体の関係条例を一括して改正しようとする条例を市議会に提出するもので、その中で教育委員会に関係してくるところが、学校設置条例の一部を改正する条例の部分になります。

【質疑、意見等】

特になし

* 協議事項5 元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定(案)については全員一致で承認されました。

協議事項6 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例制定(案)について

総務課長 本年10月からの国による消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、本市全体の施設使用料や手数料等の料金の改定を予定しているところです。

教育委員会所管では、虎塚古墳の一般公開時に納入いただいております観覧料の改定をしようとするものです。

虎塚古墳の観覧料金につきましては昭和56年度から徴収しておりまして、当時の一般個人の料金は120円でした。その後、昭和62年度に150円に改定し現在まで同

額で、平成元年度の消費税の導入時や、その後の税率改定時にも値上げはしていませんが、今回は全庁的な料金改定に併せて見直しをしようとするものであります。

改定内容につきましては、現在の料金に10パーセントを乗じて10円未満を切り捨てた額としましたことから、現行の料金が100円を超えております「一般（高校生以上）」の個人を150円から160円に、「団体」を120円から130円にそれぞれ改定しようとするものです。

【質疑、意見等】

特になし

- * 協議事項6 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例制定（案）について、は全員一致で承認されました。

議案第13号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について

指導課長 本案件は、ひたちなか市教育支援委員会条例第3条第2項の規定に基づき、ひたちなか市教育支援委員会の委員を委嘱しようとするものです。委員は、医師会より代表3名の他、特別支援学校、校長会、教頭会、養護教諭の代表、関係機関等の代表15名で構成されます。

今回、新規に委嘱する委員は6名でございます。委嘱期間の途中でありますので、前任者の残りの期間を引き継ぐ形となります。

新旧対照名簿を掲載いたしましたとおり、それぞれの機関から協力をいただいております。

【質疑、意見等】

石川委員 就学前児童への調査があると思います。以前は、幼稚園の先生もこの委員に含まれていたと思うのですが、今は入っていないのですね。

指導課長 調査を行う調査員には幼稚園の先生も含まれておりますが、教育支援委員会委員には今回、含まれておりません。有識者として委嘱している方がおりますが、就学前の児童についても、十分に審議いただける方と考えております。

また、審議・判定にはかかわりませんが、実際に調査をした方々が支援委員会の場で状況を説明することができます。就学する児童の情報を十分に提供したうえで、専門の方々に審議いただく体制で臨む予定でございます。

教育長 有識者代表の方は、特別支援学校での勤務経験が豊富な方ですので、幼児も含めて指導・助言をいただけるものと考えております。

* 議案第13号 ひたちなか市教育支援委員会委員の委嘱について、は全員一致で承認されました。

議案第14号 ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について

指導課長 ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について、ご説明いたします。

本案件は、平成26年3月に策定されております「ひたちなか市いじめ防止基本方針」の一部を改定しようとするものです。

この改定の経緯ですが、まず、平成29年3月に国の「いじめ防止等の基本的な方針」の改定と、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定がございました。さらに県も「いじめの重大事態対応マニュアル」の策定いたしました。これを受けまして、それらの趣旨を鑑み、本市でも「ひたちなか市いじめ防止基本方針」の一部を改定することにいたしました。

改定の主な内容につきましては、16ページからの新旧対照表をご覧ください。下線のある文言が変更箇所です。また、改定をしない項目は、(略)となっております。

具体的にいくつか申し上げます。

16ページの2(1)①と②に、ひたちなか市いじめ問題調査委員会及びひたちなか市いじめ問題再調査委員会の設置について整理しました。さらに、17ページの③には、ひたちなか市いじめ問題再調査委員会の設置について記述しました。これらは、ひたちなか市いじめ問題調査委員会及びひたちなか市いじめ問題再調査委員会条例に照らして整理いたしました。

また、3(4)に、いじめの早期発見のために、②月1回以上のアンケートを実施する事と、④認知件数が0件であった場合は公表するなどの対応を示しました。

18ページの(6)のいじめの解消につきまして、一見、いじめが解消したように見えたとしても、いじめが起らない状態が少なくとも3か月間は継続しているものと見なす事や、本人や保護者との面談等により状況を確認することを示しました。謝罪が済んだり、何も起らない状況であったりしても、3か月間は解消したとは言わないということを謳っています。

19ページの5(1)に、重大事態の定義とその判断につきまして記載いたしました。いじめによる長期欠席などは重大事態に該当してまいります。

この改定を受けて、市内各学校においては「学校いじめ防止基本方針」の一部を改定していくこととなります。なお、この改定案の作成に当たっては、学校の代表として3名の校長先生からもご意見をいただいておりますことを申し添えます。

【質疑, 意見等】

- 教育長 いじめの解消には3か月の期間が必要とした根拠は何か。
- 指導課長 国のガイドラインに記載があり, その考え方を反映したものです。
- 石田委員 いじめの認知件数が0件であった場合に公表するとのことだが, その方法はどのようにするのですか。
- 指導課長 これは認知漏れを防ぐためのものですから, もし, いじめがあるのに学校はそれを認知していないといった情報をいただくための公表となります。保護者へのお便りを出すのかといった具体的な方法については謳っておりません。ただ, 子供を通して, そうした情報を伝えるというのは現在も取られていると聞いております。文書を出した方がいいのか等は今後の検討となります。
- 石田委員 やり方は学校ごとの判断ということですか。
- 指導課長 学校ごとの判断となります。メール配信システムで「認知漏れがないですか」という内容を送信することも可能なのですが, その方法が適当かどうか検討する必要があります。子供を通して伝えてもらっているところもありますので, 保護者にどうやって連絡するか その方法については課題が残っているところです。
- 石川委員 いじめに関しては, 教育委員会の責任も重い。教育委員会として, きちんとしたスタンスを持っていないと学校も動けない。学校は教育委員会の指導の下で動いていくことになるので, 具体的な内容を示す方がいいと思いますが, 一方的になったり具体的になり過ぎたりすると大変になってしまう懸念もあります。
- 先生が子供たち一人一人をよく把握することから早期発見につながる, そこが一番大事なところだと思います。そういう面を教育委員会として促していく, また教育委員会と学校とが確実に連携ができるような内容にしていきたい。まだ案の段階ですからよく吟味していただきたい。
- 教育長 先ほど石田委員から質問があった「公表」に関してですけれども, 言葉だけが独り歩きしないか心配があります。例えば学校だよりに「いじめは0件でした」と載せる。そうすると学校が不信感を持たれてしまう可能性があります。この「保護者に公表し」という部分は, 再度見直してはどうでしょうか。「認知漏れがないか再確認する」などの表現ではどうでしょうか。
- 石田委員 「いじめがない」と公表されてしまうと, 言い出せなくなる子や親もいるのではないのでしょうか。
- 教育長 今回のガイドラインでは, 本人がいじめられたと感じたら「いじめ」と認定することになっている。助けようと思ってやっていることも, 本人がそう感じたら「いじめ」であり, 非常に難しい。
- 事務局としては, 公表することでいじめが0件だと満足するのではなく, 本当に公表しても大丈夫なのかという意図を込めて「公表」という言葉を使ったのですが, 保

護者から不信感を持たれてしまうと、いじめの解消もうまくいなくなってしまう。
ここの表現について、指導課長いかがですか。

指導課長 公表については、アンケートや子供の観察から認知ができなかったが、他に漏れていないか確認したいという意味ですので、県や国でもどのような表現がされているのか確認したいと思います。

石田委員 学校、校長によっても色々な取り方があると思います。

石川委員 市の柱となる基本方針ですから、言葉をきちんとしておかないと独り歩きしてしまう。もう一度見直して、訂正すべきところは訂正したり、言葉を変えたりということが必要だと思います。

白石委員 インターネットの書き込みによるいじめがありますけれども、今、オンラインゲームの仲間に入れる・入れないで、自分は仲間外れにされたと感じる子供が多いんです。4人・5人で対話しながら進めるゲームで、これまで考えられなかったような原因で仲間外れになってしまうことがあるようです。また、夜遅くまでゲームをしている子とそうでない子の間で友達関係に不安を感じてしまうこともあるようです。

私の子供が通う学校では、PTA総会の時に「夜10時以降は、インターネット・ゲームをやらないようにしましょう」という決まり事をつくりました。学校で言われたからではなく、自らそういうことが言える親が増えると良いと思いますし、そのために勉強の場の提供や情報発信をしていただきたいと思います。

教育長 「いじめの定義」には「インターネットを通じて行われるものを含む」「発生場所は学校の内外を問わない」とあるのが、その辺りとリンクしてくるものと思います。教育研究会の生徒指導部で、市内の学校はどうすべきか考えてもいいのではないかと思います。

教育長 それでは、「公表」のところの表現を見直して、次回もう一度審議するというものでいかがですか。

石川委員 改定の期限はありますか。

指導課長 次回の日程を考え、来週中にご意見をいただけるとありがたいです。

教育長 まだ期間もあるようですし、貴重なご意見をいただいておりますので、次回、再度審議したいと思います。言葉だけが独り歩きして学校が追いつめられる、意図しないことで責められる、あるいは保護者や子供が言いたいことが言えなくなってしまう、現実と違うことが進んでしまうというのは非常に残念なことです。
また何かお気づきの点がありましたら指導課へ連絡をお願いします。

* 議案第14号 ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について、は継続審議となりました。

その他（1）学校閉庁日の実施について

指導課長

本市では、平成30年度より、「学校閉庁日」を設置しております。

学校閉庁日とは、教職員は出勤せず、児童生徒も登校しないという日でございます。これは、「教職員の働き方改革」の一環として、教職員の休暇取得を促進させるために、市内一斉で取り組むものです。また、併せて、児童生徒にとっては、リフレッシュの機会となり、家庭でのふれあいや地域活動の参加などの機会となるものです。昨年度、県教育委員会をはじめ、県内のほとんどの市町村で取り組みました。

本市では、学校閉庁日を毎年その暦により検討して実施することといたします。

令和元年度は、次の2つの時期、1 お盆の時期で8/13(火)～8/15(木)の3日間、2 県民の日で11/13(水)の、計4日間を設定することといたしました。

その内容ですが、学校閉庁日には、日直を置かず、部活動等も実施いたしません。また、学校閉庁日の教職員の勤務対応は、夏季特別休暇や年次休暇などいたします。保護者からの緊急な連絡が必要となったときは、教育委員会指導課が窓口となり、必要に応じて、各学校の管理職などに連絡して参ります。

ただし、次の場合は、やむを得ないものと考えております。その1つは、管理上必要な校舎内外の見回り、動植物の世話など、欠かせない業務がある場合です。その業務が終わり次第、帰宅していただきます。もう1つは、部活動の大会や県の出張等が重なってしまった場合です。

昨年度は、お盆の時期に4日間実施しておりますが、本年度4日間実施しますと、暦の関係で9連休になります。文書の滞り、管理上の難しさもありますので、校長会と相談し、3日間としたところです。また年末は12月28日が土曜日にあたります。27日金曜日に実施しますと、冬休みに入ってしまうと閉庁日となり、残務整理等が困難だとの意見もありまして、実施しないこととしました。

【質疑、意見等】

石川委員 校長会は納得しているでしょうか。

指導課長 はい。校長会からこの日程でよいことを了承していただきました。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 15:00